

⑫ 法 務 省

法人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:寺井 一弘) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護士等になろうとする弁護士との契約、国選弁護士候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援の情報収集、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:山本 和彦)
分科会名	-
ホームページ	法人: http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果: http://www.moj.go.jp/housei/sougouhouritsushien/shingi_shien.html
中期目標期間	4年間(平成18年4月10日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. A、B、Cの3段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1. 総合法律支援の充実のための措置				
(1) 総括	A×1, B×2	A×1, B×2	A×2, B×3	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A	A×2	
(3) 民事法律扶助	B	A×1, B×1	A×1, B×1	
(4) 国選弁護士確保	B	B	A×1, B×1	
(5) 司法過疎対策	B	B	B	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	A	
2. 業務運営の効率化				
(1) 総括	A	A	A	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A	A×2	
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	B	A×1, B×1	A×3, B×1	
(4) 司法過疎対策	A	B	B	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1) 情報提供	A	A×1, B×1	A×2	
(2) 民事法律扶助	B	B	B×2	
(3) 国選弁護士確保	A	B	A×2, B×1	
(4) 犯罪被害者支援	A	A	A×4	
(5) 司法過疎対策	A	A	A	
(6) 関係機関連携強化	A	A	A	
4. 財務内容の改善	B	B	A×2, B×1	
5. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	
6. 短期借入金の限度額	-	-	-	
7. 重要な財産の譲渡等	-	-	-	
8. 剰余金の使途	-	-	-	
9. その他業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備に関する計画			A	
(2) 人事に関する計画	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 裁判員制度の施行や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に備えた人的・物的体制を整える中で、中期目標期間終了時の体制整備をほぼ完了させるとともに、各種業務を円滑に遂行しつつ、業務遂行の場面で改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められたため、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価。
- 業務実績を総括的にみると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗しているが、昨年度に続き、一部で改善に向け更なる努力を要する面(支援センターの認知度が低いこと、常勤弁護士の確保に難航していること、民事法律扶助の償還金の滞納率が改善されていないこと)もあった。
- 体制整備については、平成21年度の業務量拡大を見据えた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価等がされている。また、地方協議会の開催の継続、顧問会議の設置・開催等、体制整備に関する取組は評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総括	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> イベントの実施、広報物の配布に加え、連動型広報等、戦略的な広報活動の実施(コールセンターの情報提供件数が前年度比、約30%増加)。 各地方事務所において、1回以上の地方協議会の開催(合計85回)。 常勤弁護士採用説明会の開催(44回余)。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動の取組は評価でき、コールセンターにおける情報提供件数も増加しているが、いまだに支援センターの認知度は低く、十分な成果に結びついていないといえない。認知度が低い原因分析に努めた上で、より効果的な広報活動を行うべき。 地方協議会は、関係機関との連携・協力関係の確保・強化にもつながっている。また、当該地域の実情に応じた業務運営が図られていると評価できる。 常勤弁護士の採用は55名にとどまっている。更なる採用活動の充実強化を期待。
民事法律扶助	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士の配置事務所:71か所。 旭川地方事務所の常勤弁護士による旭川地方裁判所稚内支部等の巡回。主として民事法律扶助事件の取扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士複数配置事務所の増加、常勤弁護士による巡回等の取組は評価。しかしながら、今後、より多くの常勤弁護士を確保しゼロワン地域に常駐させるとともに、全国的に均質な民事法律扶助サービスの実現に向けた更なる取組を期待。
国選弁護人確保	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国選弁護人契約弁護士:15,556人(平成21年4月1日現在)。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催等の取組により、全国の弁護士の約57%に相当する数の国選弁護人契約弁護士を確保。これにより、一応、裁判員裁判の施行や被疑者国選弁護対象事件の拡大に対応可能な水準に達したと言い得ることを評価。今後も契約弁護士の更なる確保に向けた努力を期待。
司法過疎対策	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 司法過疎地域事務所:22か所(平成20年度新設7か所)。 旭川地方事務所の常勤弁護士による稚内・名寄・留萌・紋別支部の巡回。 	<ul style="list-style-type: none"> 司法過疎対応地域事務所7か所の新設、常勤弁護士による巡回サービスの継続等により、一定の成果を上げていることは評価。 実質的ゼロワン地域はいまだ残っており、その解消のための更なる取組を期待。
総括	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の策定。 一般競争を原則としつつ、随意契約による場合でも見積もり合わせ方式によるなどにより、経費を効率化し、一般管理費を節減。 	<ul style="list-style-type: none"> 弾力的で多様な雇用形態を導入しているほか、適正な人員配置及び人件費管理が行われている。 物件費等についても、安価な金額で契約することを心がけている。
情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度のコールセンターの契約は、電話・メールの推定件数に応じた要員の配置、諸経費の見直しにより19年度契約金額より低額。 	<ul style="list-style-type: none"> 対前年度比で増加することが見込まれた業務量に応じてオペレーター等の配置を行いつつも、その他の諸経費を見直し、外部委託費の総額を前年度よりも低額に抑えるなど、適切な取組。
民事法律扶助・国選弁護人確保	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国選被害者参加弁護士制度の導入(平成20年12月1日)。 一括国選弁護人契約に基づく国選弁護人の指名通知件数:304件。 一括国選弁護人契約締結弁護士数:5,022人(平成21年4月1日現在)。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な取組の結果、一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は前年度に比べ増加。なお、一括契約に基づく国選弁護人の指名件数は前年度に比べ減少したが、大都市圏において即決事件数自体が大きく減少したこと等によるものと思われ、支援センターの帰責性は認められない。
情報提供	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> FAQの随時更新・増加。約750問をHPで公開。 ウェブによる利用者アンケートの実施。 満足度調査(5段階):満足度4.4(コールセンター、地方事務所)。 	<ul style="list-style-type: none"> FAQの充実等、利用者が必要とする情報を迅速に提供するための取組がされている。 調査結果の客観性を確保しつつ利用者の回答率を上げる工夫をした新たな調査を実施した結果、従来よりも相当改善した回答率を得るとともに、内容的にも高い満足度評価を得ることができた。
民事法律扶助	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員人数の少人数化、書面審査の原則化等審査方法の合理化を実施。 犯罪被害者に対する法律相談援助件数:577件、代理援助件数:186件 精通弁護士1,570名のうち1,370名が契約弁護士 	<ul style="list-style-type: none"> 各種方策を講じたものの、援助申込から代理人選任までの期間を短縮できたのは6地方事務所。審査体制の更なる合理化を含む、期間の短縮へ向けた取組を期待。
国選弁護人確保	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補者等を指名・通知。 	<ul style="list-style-type: none"> 支部を含むすべての地方事務所において、指名通知請求を受けてから通知するまでの目標時間を設定、おおむね所定の目標時間内に指名通知に至っている等、処理時間の目安に沿った運用がなされている。

犯罪被害者支援	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 10 か所の地方事務所等に犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員を配置。 弁護士会会長からの推薦に基づき精通弁護士名簿を作成(平成 21 年4月1日現在 1,570 名)。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方事務所において犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員を適切に配置している。 精通弁護士の名簿登載数及びその紹介件数は順調に増加しており、精通弁護士の確保及び犯罪被害者への紹介業務は適切に遂行されている。
財務内容の改善	4	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金収入:約1億 8,000 万円。 地方公共団体からの補助金:190 万円余り。 民事法律扶助立替金新規立替額:126 億 3,955 万円。(償還額:83 億 8,172 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入金額を前年度比 140%と大幅に増加することができた。 支援センターの設立後既に3年を経過していることを考慮すると、償還金収入確保に向けた抜本的な対策を検討する時期に来ていると思われる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし